

平地林保全協定実施要綱

第1 目的

この要綱は、埼玉県里の山守活動支援事業補助金交付要綱第2条第1項第2号に規定する平地林保全協定を締結するにあたり必要な事項を定め、平地林において保全・管理活動を行っている市民団体等を支援することにより、豊かな自然環境を未来へ継承することを目的とする。

第2 定義

保全活動地は、別表に示す対象区域内における「ふるさとの緑の景観地」の奨励金交付地以外の平地林であって、土地所有者から保全・管理の要望があり、市民団体等の希望が合致した土地とする。

第3 事業の内容

- (1) 県は、土地所有者及び市民団体等の募集を行い、土地所有者から様式1、市民団体等から様式2が提出された後、双方の意見を調整した上で保全活動地を決定するとともに、様式第3により土地所有者あて、様式第4により市民団体等あて通知するものとする。
- (2) 市町は、県の調整を支援するとともに、整備された平地林において必要に応じて環境学習など緑地保全関連活動を実施する。
- (3) 土地所有者は、事業に必要な土地を無償で保全・管理活動に使用させるとともに、市町が実施する緑地保全関連活動の場として協力するものとする。
なお土地所有者は、自己所有地において保全・管理活動を実施する市民団体等に加入できない。

第4 協定書の締結

- (1) 埼玉県、市町、土地所有者及び市民団体等は、保全活動地を特定し、活動内容を明らかにするため、様式5に定める「平地林保全協定」を締結するものとする。
- (2) 協定期間は原則5年間とする。

第5 生態系の維持

市民団体等は、保全・管理活動において希少植物の保全に努めるものとする。

第6 発生したゴミ等の処分

保全・管理活動により発生した下草、枝、枯損木等は、原則として市民団体等が処分するものとする。

第7 協議事項

本要綱に定めがない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4の「平地林保全協定」には、改正前の要綱に基づき締結された「くぬぎ山地区平地林保全促進に関する協定」を含むものとする。

別表

保全活動地の対象区域

市町	大字	字
川越市	中福	鬼窪、鬼関
所沢市	下富	森ノ脇、駒ヶ原
	中富	見取場
狭山市	上赤坂	桐山、尾花ヶ原、下留後武蔵野
	堀兼	芝野
三芳町	上富	緑

様式 1

年 月 日

平地林保全協定 土地協力書

(あて先)
埼玉県知事

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

私の所有する下記土地について、平地林保全協定の対象地として協力することを申し出ます。

記

協力する土地の所在地	面積	備考

※ 1 協力する土地について、借地料等の金銭は要求しません。

※ 2 地元市町が行う緑地保全に関連する活動に上記土地を使用することについて同意します。

(注) 共有の場合は、共有する全ての者が別葉にて作成し、提出すること。
なお、共有の場合は、備考欄に各々の持分を記載すること。

平地林保全活動申込書

(あて先)
埼玉県知事

住 所 _____

団体名 _____

代表者名 _____

連絡先 _____

平地林保全活動に下記のとおり参加を申し込みます。

記

- 1 活動予定人数 _____ 人
※ 団体加盟者の名簿を添付すること。
- 2 今後 5 年間で活動可能な平地林面積 _____ m²
- 3 _____ 年度活動予定面積 _____ m²

4 年間スケジュール

活動予定月	参加予定人数	活動内容 (予定)

様式 3

年 月 日

平地林保全協定 協力決定・非決定通知書

土地所有者 様

埼玉県知事

年 月 日付けで平地林保全協定の対象地として協力を申し出
いただいた土地について、下記のとおり決定・非決定しましたので通知しま
す。

記

- 1 次の団体が保全活動を行うことに決定しました。

活動団体名 :

代表者名 :

連絡先 :

- 2 本年度は活動団体との調整に至りませんでした。

様式 4

年 月 日

平地林保全活動決定・非決定通知書

市民団体等 代表者 様

埼玉県知事

年 月 日付け平地林保全活動参加申込みについて、下記のとおり決定・非決定しましたので通知します。

記

- 1 次の土地で保全活動を行うことに決定しました。

活動場所とする土地の所在地	面積	備考

- 2 本年度は調整に至りませんでした。

様式 5

平地林保全協定

埼玉県（以下「甲」という。）と 市（町）（以下「乙」という。）、土地所有者〇〇〇〇（以下「丙」という。）及び〇〇〇（以下「丁」という。）とは、平地林保全に関し、「平地林保全協定実施要綱」に基づき、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 豊かな自然環境を維持し、未来の世代へ継承するため、丁が行う保全活動に甲、乙及び丙が互いに支援・協力し、平地林を保全することを目的とする。

（対象区域等）

第2条 この協定の対象とする平地林は、別添図に示す次の土地とする。

- (1) 所在地 〇〇市大字〇〇字〇〇
- (2) 面積 〇〇〇㎡

（協定の期間）

第3条 この協定の期間は、この協定を締結した日から 年 月 日までとする。

（応急措置の報告等）

第4条 丁は、非常災害のため土地について応急措置を行ったときは、速やかに甲、乙及び丙に報告するものとする。

2 丁は、次のいずれかの行為を行う場合、前項の場合を除き、事前に丙から書面により承諾を得た上、甲及び乙に報告しなければならない。

- 一 土地への工作物の設置
- 二 土地の著しい改変

（事故への対応）

第5条 丁は、丁の負担により保全・管理活動中の事故等に備え、保全活動に参加する全ての者を対象としたボランティア保険に加入するものとする。

2 丁は、保全・管理活動中に事故が生じた際は、速やかに甲及び乙に報告するものとする。

3 丙は、丁が保全・管理活動中に生じた事故について責任を負わない。

（費用の負担）

第6条 丁は、保全活動に伴う費用について、丙に負担を求めないものとする。

2 協定の期間中に生じる協定対象地に係る公租公課は、丙が負担するものとする。

（協定の解除）

第7条 甲、乙、丙及び丁は、次のいずれかに該当する場合は、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 協定締結者が、この協定に定める事項に違反し、その他の者が催告してもなお違反が継続するとき。
- (2) 自己の事情によりこの協定の存続が困難となったとき。
- (3) 甲において所要の予算措置が講じられなかったとき。

(定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事 印

住 所
乙 氏 名

住 所
丙 氏 名

住 所
丁 氏 名

5年間の保全・管理活動実施計画書

所在地	面積
	m ²

1 年 目	活動面積	活動計画
2 年 目	活動面積	活動計画
3 年 目	活動面積	活動計画
4 年 目	活動面積	活動計画
5 年 目	活動面積	活動計画